

令和5年度 交通局グループの輸送の安全に関する計画(安全管理規程第6条関係)

項目	内容	実施予定回数及び予定月	
1	職員の教育・研修指導等 育成教育	新任貸切乗務員教習(実務含む)	適宜実施
		新任運行管理者研修	新任運行管理者採用時(3月)
		運行管理者研修(運行係長含む)	年1回(6月)
		全乗務員研修(輸送の安全に係る法令、技能、知識)	年3回(5、9、2月)別紙計画表
		高速乗務員研修	年1回(6月)
		貸切乗務員研修	年1回(7月)
		リムジン・シャトル乗務員研修	適宜実施
		適齢運転士研修(65歳以上)	適宜実施
		事故直後研修(分析・原因究明他)	事故発生直後、その都度
		事故惹起者研修	適宜実施
		事故惹起者フォローアップ研修	適宜実施
		高齢者疑似体験研修	適宜実施
		全乗務員を対象とした添乗研修	通年
		苦情惹起者への教育	
		デジタコデータ解析による個別指導	通年
		ドライブレコーダーを活用した運転指導	
		飲酒習慣に応じた定期的な聞き取り個別指導	
		添乗指導・街頭指導強化、結果による個別面談	各種運動実施期間中等
		運転操作診断	全乗務員を対象に年2回以上
		運転操作診断結果による個人面談	全乗務員を対象に年2回以上
早朝点呼立哨(各営業所)	毎月20日(各種運動期間中)		
各営業所による指導計画及び実施報告	毎月		
適性診断結果による個別指導	各研修時		
ヒヤリハット情報の収集および活用	通年		
外部講師等による研修	長崎県高速道路交通警察隊による高速走行研修	各研修時	
	普通救命講習1	各研修時	
2	各種適性診断の受講	運転適性診断	11月(6日間程度)
		適齢診断	65歳以上対象者のみ
		初任診断	新規採用時
		特定診断	必要時
3	健康管理	定期健康診断	(年1回)・特定従事者(年2回)
		保険指導員による定期健康診断結果に併せた健康指導及び助言	指定対象者
		営業所長による定期健康診断結果に基づく個人面談、指導助言	定期健康診断後及び必要に応じて
		睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査受診及び症状にあわせた治療	年1回(受診後は対象者)
		人間ドック	指定対象者
ガン検診	希望者		
各種感染症予防	出勤・点呼時に体調及び体温の確認		
4	各種運動	交通安全運動	年4回
		バス無事故運動	年1回(12月)
		飲酒運転防止強化運動	年3回(5、8、12月)
		事故防止強化運動	年3回(9、11、3月)
		事故防止安全5項目推進運動	通年
		車内美化運動	年1回(3月)
5	各種訓練	事故発生時対応訓練(乗客の安全確保、通報連絡手順)	各研修時
		バスジャック対応訓練(初動対応、通報連絡体制等)	年1回
6	小集団活動	管理者ミーティング	
		リーダーミーティング	毎月(必要に応じて開催)
		チームミーティング	
	総決起大会	年1回(2月)	
7	意見交換及び巡視	幹部職員の職場意見交換会	年2回(6、10月)
		各営業所巡視	毎月20日(土・日祝の場合前日)
		年末年始の輸送に関する安全総点検巡視	12月10日～1月10日
8	広報誌関係	事故速報の発行	事故発生時
		メールマガジンの各営業所配信	都度
		啓発文書の発行	必要に応じて発行
9	各種表彰	無事故運転士表彰(5年・10年・15年・20年)	年1回(3月)
		ガイド長期在籍者表彰(5年・10年)	
		小集団活動無事故チーム表彰	年1回(2月)
		優良職員表彰(善行職員)	年4回(4、7、10、1月)
10	情報共有(各種会議)	運輸安全会議	20日(4、6、8、10、12、3月)
		合同地区別運輸安全会議	20日(5、7、9、11、1、2月)
		運輸安全管理委員会	必要に応じて開催(年に3回程度)
		整備管理委員会	必要に応じて開催(年に2回程度)
		地方機関長会議	必要に応じて開催(年に4回程度)
		所属長・運行係長・運行管理者会議	必要に応じて合同や単独で開催
11	監査	内部監査の実施	年1回(8月)